

高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等
連絡調整協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって、高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会を廃止することについて協議する。

令和 2 年 3 月 6 日

中土佐町長 池田 洋光



四万十町長 中尾 博憲



第3回 高幡西部特別養護老人ホーム組合

解散事務等連絡調整協議会 会議録

1. 日 時 令和2年3月2日(月) 午後3時55分～4時30分

2. 場 所 四万十町役場 東庁舎 2階 多目的小ホール

3. 出席者

会 長	四万十町副町長	森 武士
委 員	中土佐町副町長	三本 重幸
	中土佐町健康福祉課長	山本 眞紀
	四万十町健康福祉課長	野村 和弘
事務局	四万十町政策監	浜田 章克
	中土佐町健康福祉課課長補佐	江崎 太市
	四万十町健康福祉課副課長	国澤 豪人

4. 日 程

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

1 現在までの経過報告について

2 高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止について

3 その他

(4) 閉 会

5. 議 事

高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会規約第15条第2項に基づき、会長が議長となり会議を進行する。

会長 委員の皆様方には、慎重な審議をお願いします。

それでは、1「現在までの経過報告について」を議題とする。

事務局の説明を求める。

事務局 9月から現在までの経過について報告する。8月までの経過については、前回の連絡調整会議の中で報告しているので、資料によって確認されたい。

報告した内容

- ・ 9月定例議会前に議会に対し、それまでに開催した連絡調整協議会の協議内容についての報告とその協議会で確認し、上程する議案「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について」、「高幡

西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について」について説明したこと。

- ・ 9月定例議会において、「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について」、「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、「高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について」の3議案が議決されたこと。（議決日：9月20日（中土佐町）、9月19日（四万十町））
- ・ 議決の後、10月1日に「解散時期」、「財産処分」、「事務の承継（決算の審査・認定を含む。）」について、協議書を正式に取り交わしたこと。
- ・ 協議による解散時期（令和元年度末）の決定後、10月10日に県知事へ一部事務組合の解散について、届出をしたこと。
- ・ 高幡西部特別養護老人ホーム組合職員の退職手当に係る来年度以降の調整額区分について、11月19日に四万十町から高知県市町村総合事務組合へ連絡（調整額区分は、四万十町の職員と同等）をしたこと。
- ・ 12月25日に開会された高幡西部特別養護老人ホーム組合議会において、「同組合経費分担に関する条例の改正（内容：解散に伴い四万十荘で必要となる経費については、窪川荘が全額を負担する。）」と「公平委員会への事務委託廃止に関する協議を行うことについて」が議決されたこと。
- ・ 「公平委員会への事務委託廃止に関する協議を行うことについて」は、県においても県議会の議決を要することから、議決のあった後に高幡西部特別養護老人ホーム組合と県により、協議が行われ、廃止が決定すること。
- ・ 本日、最後の高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会を開催していること。

議題 1 一年間の報告（総括）

2 高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止について

今後の予定については、

- ・ 3月6日に連絡調整協議会の廃止に関する協議を行う予定といること。
- ・ 3月31日に高幡西部特別養護老人ホーム組合を解散し、同日をもって同組合の会計の打ち切り決算を行うこと。
- ・ 4月1日に連絡調整協議会を廃止する告示と連絡調整協議会の廃止の届出を行う予定としていること。
- ・ 8月、9月には、四万十町で令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合一般会計及び特別会計の決算審査・決算認定（中土佐町への通知）を行う予定としていること。

会長

事務局から報告のあった内容について、ご意見ご質問がある方は、発

言をお願いします。

会長 「公平委員会への事務委託廃止に関する協議を行うことについて」は、県においても県議会の議決を要するということだが、いつの議会か。

事務局 現在行われている令和2年2月定例会の議案となっているので、協議については、3月末となる予定である。

会長 続いて、2「高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 本協議会は、高幡西部特別養護老人ホーム組合解散に関する事務について、連絡し及び調整することを目的として設置し、議事1で報告した事務等を行ってきたが、本日の協議会をもって、本協議会規約第4条に規定する「協議会の担任する事務」を終了することとなる。

同規約附則第2項には、「この協議会は、第4条に規定する担任する事務の終了をもって解散する。」と規定しているため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、本協議会を廃止することとし、「高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止に関する協議」、「高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会を廃止する告示」、「協議会の廃止の届出」を行っていくようにする。

まず、「① 高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止に関する協議について」を説明する。

本協議会は、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき設置しており、廃止にあたっては、協議を行う必要があるため、「高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止に関する協議書」により、行いたい。協議会の廃止日は、3月末とし、協議の日は、3月6日としている。

次に「② 高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会を廃止する告示について」を説明する。

廃止に関する協議を終えると協議会の廃止が決定する。廃止後には、告示が必要となっているため、両町で4月1日に行きとしたい。

議案については、四万十町のものを掲載しているため、中土佐町は、中土佐町の様式に従って、行っていただきたい。

最後に、「③ 協議会の廃止の届出について」を説明する。

廃止についても設置と同様に、県知事に届出が必要となっているため、告示と同日付で行うこととしたい。

会長 事務局から説明のあった内容について、ご意見ご質問がある方は、発言をお願いします。

意見・質問なし

会長 それでは、高幡西部特別養護老人ホーム組合解散事務等連絡調整協議会の廃止に係る協議、告示、届出については、事務局の説明どおり、協議を3月6日付けで、告示、届出を4月1日付けで行うことを確認します。

全委員 はい。

会長 4「その他」に移ります。委員の皆さんから何かありませんか。
全委員 なし。
会長 事務局から何かありませんか。
事務局 本日の協議会の会議録について、前回、前々回の協議会と同様に要約筆記により作成し、会長と会長の職務を代理する委員の署名をいただき、両町のホームページで公開したいと思います。
会長 本協議会の会議録の作成と公開について、事務局の説明どおり行うこととします。
全委員 はい。
会長 それでは、以上で本日の議事を終了し、また、本協議会の全ての連絡調整事務を終了します。

会 長

四万十町副町長

森

武士 森

委 員（会長の職務を代理する委員）

中土佐町副町長

三

本

重

幸